

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2020年3月19日～2020年3月25日)

令和2年(2020年)3月26日

H E A D L I N E S	
政治 政府の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策をめぐる動き 大統領選挙の延期をめぐる与野党の発言等 ポーランド・ベラルーシ外相会談の開催 非公式EU外相会合の開催 EU新規加盟交渉に関するヤブウォンスキ外務次官の発言 ポーランド軍による新型コロナウイルス感染症対応支援 ポーランド軍イラク派遣部隊の交代	<p>お問い合わせ先: 大使館領事部 電話: 22 696 5005 Fax: 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p> <p>お願い【3か月以上滞在される場合、在留届】を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。</p>
治安等 新型コロナウイルス感染症対策にかかる情報機関の活動状況 自宅隔離措置者の管理を目的としたスマートフォン用アプリケーションの導入 ウクライナ人密入国者の拘束 警察の信頼度に関する世論調査結果 情報機関関連施設での新型コロナウイルス感染動向	
経済 政府による新型コロナウイルス危機対策パッケージの検討状況 外国人の労働許可証の自動延長 フィッチ、ポーランドのGDP成長率予測を引き下げ 新型コロナウイルス感染症のGDPへの影響 2月の失業率 オンライン・ショッピングの利用者数が急増 工業生産動向 新型コロナウイルス感染症の企業への影響 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るポーランド・中国首脳会談 国営ポーランド航空(LOT)におけるポーランド人の帰国者数 オストロウェンカ火力発電所に係るトフジェフスキ政府経済開発委員長の発言 電気自動車関連動向	
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 新型旅券の交付開始に関する御案内 マイナンバーカード取得のお願い 大使館広報文化センター開館時間	
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	

政府の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策をめぐる動き【20日、24日】

20日、政府は、「感染脅威事態」を解除して新たに「感染事態」を宣言し、大規模商業施設、文化施設、飲食店等の営業制限の継続を発表した。24日には、職務活動に必要な場合や日常生活に必要な不可欠な場合を除く外出の制限、3人以上の集会の禁止、公共交通機関の利用人数制限等の追加的措置の導入を発表した。また、同日、一時的な国境審査期間の4月13日までの延長、国際旅客機の国内空港への着陸禁止期間の4月11日までの延長が発表された。

大統領選挙の延期をめぐる与野党の発言等【23日、25日】

23日、与党「法と正義」のカチンスキ党首は、5月

10日に実施予定の大統領選挙の延期は必要ないとの考えを示した。同党首は、その理由として、22日に9つの地方自治体で行われた補欠選挙での投票率が42%であり、新型コロナウイルスの感染拡大による大きな影響が見られなかったと指摘した。

同日、野党「市民連立」出身のチヤスコフスキ・ワルシャワ市長は、記者にワルシャワでの選挙運営について問われ、高齢者や選挙委員会関係者が危険にさらされるため、現状での大統領選挙の実施方法が想像できず、予定通りの実施は不可能である旨述べた。

25日付ジェチポスポリタ紙に掲載された世論調査機関 IBRiS の調査によると、72.2%が大統領選挙の予定通りの実施に反対と回答し、20.4%が賛成と回答している。

外交・安全保障

ポーランド・ベラルーシ外相会談の開催【20日】

20日、チャプトヴィチ外相は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大によりマケイ・ベラルーシ外相の公式訪問が延期されたことを受け、テレビ会議の形式にて同外相と会談を行った。両外相は、新型コロナウイルス問題をめぐり、自国民の帰国に向けた相互支援について議論し、全ての問題が段階的に解決されていると評価した。また、両外相は、良好な政治関係と相互信頼の発展が両国共通の目標であるとし、歴史対話や少数民族への教育の問題等の現状や今後の協力について意見交換を行った。チャプトヴィチ外相は、ベラルーシへの石油をはじめとするエネルギー資源の供給支援に関し、同支援は国内で政治的及び社会的に幅広い支持を得ていると強調した。

非公式EU外相会合の開催【23日】

23日、テレビ会議の形式にて、非公式EU外相会合が開催され、シリア情勢、難民問題、新型コロナウイルス対策等について議論された。チャプトヴィチ外相は、シリア情勢に関し、全ての当事者が国連の下で交渉に戻るべきと主張し、EU域外国境の強化に向けたEU加盟国間の協力強化とトルコとの協力によってのみ、2015年の難民危機の再来を防ぐことができるかと述べた。また、各国外相は、新型コロナウイルス感染症対策に関し、各国民の帰国に向けた領事支援、EU市民の域内トランジットの確保、物とサービスの流動性維持の必要性について議論した。チャプトヴィチ外相は、ポーランドはこれらの分野の必要性につき同意する旨述べた上で、EU市民の帰国

に向けたポーランドの取り組みを紹介した。

EU新規加盟交渉に関するヤブウォンスキ外務次官の発言【24日】

24日、ヤブウォンスキ外務次官は、EU総務理事会で北マケドニア及びアルバニアのEU加盟交渉開始に関する政治的合意がなされたことを受け、変化に向けた非常に良い知らせであり、西バルカン諸国へのEU拡大はポーランドが長年求めてきたEUの戦略的利益に資する旨述べた。

ポーランド軍による新型コロナウイルス感染症対応支援【25日】

25日、ポーランド国防省の発表によると、5,235名の軍兵士等が新型コロナウイルス拡散防止への対応に従事し、約1,700名の兵士が国境地域において国境警備隊及び警察を支援している。また、同軍は、機動的な医療チーム、検疫対応車両及び施設を準備しており、医療後送のための空輸支援を行っている。なお、23日午後の時点で、士官候補生及び4名の兵士が軍事技術大学(ワルシャワ所在)の寮に検疫隔離されており、同兵士の内1名が新型コロナウイルスへの感染が疑われている。

ポーランド軍イラク派遣部隊の交代【25日】

ポーランド国防省は、「ポーランドは、レバノン、アフガニスタン、イタリア及びイラクを含む様々な地域に約2,000名の兵士を派遣しているところ、現在、イラクへの派遣部隊の交代について準備中であり、予定どおり4月前半に交代させる。ポーランドへ帰国す

る兵士については、派遣国において全ての保険衛生措置及び新型コロナウイルスへの感染予防措置が執られていたことから、軍の医療ケアを受けつつ、検

疫隔離は行わない。」と発表した。なお、予防措置として、ヴロツワフの空港に国外任務から帰国する兵士のための野外病院が設置されている。

治 安 等

新型コロナウイルス感染症対策にかかる情報機関の活動状況【19日】

19日、当地の情報機関を統轄する特務機関調整担当大臣付のジャリン報道官は、新型コロナウイルス感染症対策にかかる情報機関の活動状況について、ポーランドの各情報機関は、カミンスキ内務・行政大臣兼特務機関調整担当大臣の指揮の下、保健省とも密に連携し、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大阻止に向けたポーランド政府の取組に関与していると述べた。本件にかかる情報機関の主任務は、同感染症に関する国内外の情報収集・分析であり、情報機関の作成した資料は、ポーランド政府要人に提供される。また、各情報機関は、今次情勢を利用した偽情報の拡散などの外国情報機関の活動に関しても注視しており、病院など同感染症対策における重要インフラのサイバーセキュリティに関しても、ガイドラインを作成するなどして対応している。

自宅隔離措置者の管理を目的としたスマートフォンアプリケーションの導入【23日】

デジタル化省によって新型コロナウイルス感染症対策による自宅隔離措置対象者の管理を目的としたアプリケーション(Aplikacja Kwarantanna Domowa)が開発され、インターネット上で公開された。同アプリケーションは無償で配付され、GPSや顔認証システムを利用したもので、隔離措置対象者が事前に申告した場所で隔離されているかモニタリング出来るようになっている。同アプリケーションを利用できるのは、隔離措置対象者のみであり、対象者にはSMSを利用して同アプリケーションの利用を呼びかけるメッセージが送付される。隔離措置対象者は、自撮り写真を毎日撮影し、同アプリケーションを利用して提出することで、警察官による隔離措置実施状況確認を目的とした訪問を簡略化することができる。アプリケーション利用者が予定時刻までに写真を提出しなかった場合、提出を促すSMSが送信され、それでも

写真の提出がない場合は、警察官が事前に申告のあった隔離場所に向かい、適切に自宅隔離措置が行われているが確認する手順となっている。

ウクライナ人密入国者の拘束【24日】

24日、国境警備隊は、ポーランド・チェコ国境の町ポグヴィズドゥフで国境のオルザ河を泳いでポーランド側に密入国しようとしたウクライナ人男性を拘束した。同男性はウクライナへの帰国を目的にポーランド密入国を試みたと供述している。現在、ポーランド・チェコ国境は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策で往来が制限されている。

警察の信頼度に関する世論調査結果【25日】

世論調査機関CBOSが3月5日から15日までの間、ポーランド人919人を対象に実施した世論調査によれば、回答者の80%が警察の活動を好意的に評価しており、同数値は2019年に実施された前回調査から5%増加した。他方、警察への否定的評価は、低所得者層、18歳から24歳の若者、45歳から54歳の中高年、大都市の住民に多かった。

情報機関関連施設での新型コロナウイルス感染動向【25日】

25日、当地ポータルサイトOnetは、公安庁(ABW)の診療所で新型コロナウイルスの感染が確認されたと報じた。同診療所は、ABWのみならず、対外諜報庁(AW)、反汚職庁(CBA)の職員の診療も担当している。非公式の情報によれば、最近スペインへ渡航した同診療所の女性職員が新型コロナウイルスに感染したとされ、同職員は診療所に入入りしていたABW職員らに接触していたとされる。現在、同診療所は閉鎖されており、感染者と接触していた者には隔離措置が取られている。本件に関するOnetの照会に、ABWは回答していないが、診療所での新型コロナウイルス感染の発生自体は否定しなかった。

経 済

経済政策

政府による新型コロナウイルス危機対策パッケージの検討状況【21-25日】

21日、ドゥダ大統領は自営業者や零細企業を対象に社会保障費の支払いを免除する方針を示した。政府は18日に新型コロナウイルス感染症(CO

VID-19)の経済・社会的影響を緩和するための危機対策パッケージを発表しており、同案には社会保障費の納付期限に猶予を与える施策が含まれていたが、企業関係者の中には危機終息後に速やかに事業を通常運転に戻すことは困難として

懸念を示す声が挙がっていた。ドゥダ大統領は、首相、開発大臣、社会保険庁(ZUS)、BGK銀行等との長時間の協議の結果、2020年2月と比較して収益が50%以上減少した自営業者及び従業員9名以下の零細企業については、3か月分の社会保障費の支払いを免除することで合意したと述べた(24日、エミレヴィチ開発大臣及びシュライバー首相補佐官は、零細企業については収益の減少率に関わらず対象とするとTwitterに投稿)。また、同大統領は、危機対策パッケージにつき議論するた

め、23日に国家安全保障会議を招集し、25日、閣僚評議会は関連法案を閣議決定した。

外国人の労働許可証の自動延長【25日】

エミレヴィチ開発大臣は、政府による危機対策パッケージ案には、労働市場の安定性を確保するべく、有効期限が迫っている外国人の労働許可証について新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の対象期間中及び危機終息後60日間まで自動延長する方策が含まれていると述べた。

マクロ経済動向・統計

フィッチ、ポーランドのGDP成長率予測を引き下げ【19日】

格付け機関フィッチは、ポーランドの2020年のGDP成長率見通しについて、前回発表時の3.3%から1.8%に予測を下方修正した。フィッチは、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大による個人消費、投資及び内需の減少により、循環的な景気減速は更に深刻となる可能性があるとした。なお、2021年には、個人消費及び投資の持ち直しにより、経済成長率は3.2%まで回復するとも予測した。

新型コロナウイルス感染症のGDPへの影響【20日】

ポーランド経済研究所は、最新の報告書において、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の2020年のGDPへの影響について、新たな3つのシナリオを発表した。第一のシナリオは最も楽観的なもので、経済成長率は大幅に下がるものの引き続きプラスの成長を遂げるといふものである。同シナリオでは経済活動の制限は4月末まで続くとし、学校や多くの商業施設、国境の封鎖が行われるが、3月末から4月上旬に感染はピークに達し、新規感染の減少に伴い、5月以降に経済は徐々に回復すると見ている。その場合、GDP成長率は1.1%に達すると予測している。二つ目のシナリオは、感染

のピークは5月上旬に収まり、経済活動の制限は6月末に解除されると仮定しており、その場合にはGDP成長率はマイナス0.7%まで落ち込み、1991年以来の規模の景気後退に直面すると予測。三つ目のシナリオは「暗黒のシナリオ」と呼ばれるもので、感染が継続的に生じるとし、夏に一旦落ち着くものの、秋に再び拡大すると予想しており、その場合にはGDP成長率はマイナス4.7%まで落ち込むと予測している。

2月の失業率【24日】

中央統計局(GUS)によれば、2月の失業率は5.5%と前月から横ばいとなり、2月末時点の登録済み失業者数は919,900人となった(1月末時点では922,200人)。

オンライン・ショッピングの利用者数が急増【25日】

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を懸念し、オンライン・ショッピングを利用する人々が急増している。オンラインによる食料・日用品の購入数は3月中旬時点で、対前年比240%、対前月比400%に増加したとの統計もある。また、Carrefour、Tesco、Frisco等の大手ストアでは、3月初めには1両日中に配達が可能であったのに対し、現在では配達には1か月先になっているところもあり、店舗によっては注文の受付を停止したところもある。

ポーランド産業動向

工業生産動向【20日】

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)はポーランド経済に顕著な影響を与えているが、ポーランド中央統計局(GUS)の2月のデータでは工業生産は前年に比べて4.9%増加しており、最新のデータ上ではまだその影響は見られない。同局の報告によれば、全ての主要産業グループにおいて、生産が増加している。

新型コロナウイルス感染症の企業への影響【23日～

25日】

トヨタ自動車は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を踏まえ、シレジア地方南部のヴァウブジフ及びイェルチ＝ラスコビツェの工場での生産を中断した。再開期日は未定。上記2工場では合わせて少なくとも3,000人が就労しているが、100%の基本給を受け取る予定である。トヨタは、段階的に欧州の工場での生産を中断している。

また、工作機械大手・DMG森精機(FAMOT)も、従業員の新型コロナウイルス感染を防止するため、

4月1日から同30日までポーランドの工場の稼働を一時停止すると発表した。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るポーランド・中国首脳会談【24日】

24日、シュチェルスキ大統領府長官は、ドゥダ大統領が習近平国家主席と新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大防止に係る電話会談(45分間)を実施し、主に新型コロナウイルスの感染拡大の状況及び防止に関する両国の協力可能性について意見交換を行ったと述べた。ドゥダ大統領は、中国における新型コロナウイルス感染による死者・被害者及びその親族に対して哀悼の意を表し、ポーランドにおける新型コロナウイルスの現状及び措置を説明した。また、両首脳は、ポーランドからの個人用防護服、材料、機材及び医療機器の購入希望に対して積極的に取り組むことで合意した。ドゥダ大統領は、新型コロナウイルスとの戦いに関する中国の経験に関心を有する国々の医療専門家が参加するビデオ会議を開催すると中国側の提案に関心を示した。両者は、感染終息後に経済回復のために必要となる、

二国間、多国間協力の将来的な可能性についても意見交換した。なお、同長官は、中国側から提供される医療機器を受け取るために24日に特別機をワルシャワから北京に向けて出発させ、同機は26日にワルシャワに戻る予定とした上で、今後、医療品受け取りのために更なる中国への飛行が計画されていると付言した。

国営ポーランド航空(LOT)におけるポーランド人の帰国者数【25日】

25日、国営ポーランド航空(LOT)は、3月15日から実施されている政府補助金事業「LOT Do Domu(フライホーム)」の下、3万4,000人以上の海外在住ポーランド人を母国に帰国させたと発表した。ボーイング・ドリームライナーで44機、ボーイング737-800型及びブラジル・エンブラエル社製航空機44機が使用され、計252便が飛行した。国鉄PKS Polonus及びPKP Intercityも同プログラムに参加しており、帰国者は空港から自宅の最寄り駅まで追加費用なしで戻ることができる。なお、帰国者には14日間の自宅隔離及び検査受診が義務付けられる。

エネルギー・環境

オストロウェンカ火力発電所に係るトフジェフスキ政府経済開発委員長の発言【20日】

トフジェフスキ政府経済開発委員長(元エネルギー大臣)は、オストロウェンカ火力発電所の1,000MWの増設に関して、天然ガスが石炭に変わりうる唯一の燃料であると述べた。同委員長は、同増設に関して、再生可能エネルギーの導入による不安定に対する安全手段として考えられると述べた。同委員長は、欧州グリーンディールはポーランドに対してエネルギー転換を加速するためのプレッシャーとなることを認めるとともに、契約の規定により本建設工事を3か月中断させることが可能であり、これが燃料変更を決定する最後の機会であると述べた。

電気自動車関連動向【23日】

ポーランド自動車工業会(PZPM)及びポーランド代替燃料機構(PSPA)によれば、2020年末の時点で、ポーランドには9,803台の電気自動車が登録されている。このうち5,700台はバッテリー型電気自動車で全体の58%を占め、残りはプラグインハイブリッド型である。両機関の報告によれば、2020年1月～2月の間にバッテリー型及びプラグインハイブリッド型電気自動車は、1,166台登録され、前年比で181%増となった。また、同報告ではインフラについても言及されており、2022年末で1,093か所の充電ステーションが設置される予定で、このうち30%は直流方式で急速充電が可能なものとなる見込み。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を

御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われずといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年3月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染がさらに拡大する可能性があります。

ポーランドでも3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、3月20日には、感染事態が宣言されました。

現在、ポーランドでの永住権又は一時滞在許可証を有する者、ポーランドでの労働の権利を有する者、ポーランド国民の配偶者又は子女、ポーランド国民の恒常的な扶養の下にある者等を除き、外国人のポーランド入国は認められていません。

また、国際旅客機についてもポーランドに帰国するポーランド国民の運送や自国民の帰国を目的として外国政府の指示により運行されるチャーター便を除き、ポーランド国内の空港への着陸が禁じられており、国境を通過する列車への乗客の乗車も禁じられています。

居住地への帰国のため国境を越えようとする方は、現状、ドイツから陸路(車両もしくは徒歩)でのみ入境可能ですが、通過の翌日から換算して14日間の自宅隔離措置が義務付けられ、国境通過時に国境警備隊員に対し、居住地又は滞在地(同場所において自宅隔離措置を実施)及び本人と連絡が可能な電話番号の情報を提供する必要があります。

大規模商業施設や飲食店の営業も制限されており、学校、幼稚園、保育園、大学の授業は停止されています(再開時期は未定)。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005 (受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30, 13:30～17:00)

新型旅券の交付開始に関する御案内

令和2年2月4日以降、日本国内の旅券事務所及び在外公館において受理する旅券(パスポート)の発給申請につきましては、新型の2020年旅券を交付することになります。同旅券はIC内の個人情報の不正読取り等を防ぐ機能を強化しているほか、偽造防止能力を高めるため、葛飾北斎の「富嶽三十六景」をデザインに取り入れています。なお、同旅券の最初の交付予定日は、旅券事務所や在外公館によって異なりますので御了承ください。新型旅券のデザイン等につきましては下記リンク先を御覧ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page23_002803.html

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、昨年のデジタル手続法の改正に伴い、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30, 13:30 - 17:00 ※開館時間が一時的に変更となっております。

当センターでは、日本関連行事や各種展示のほか、マンガコーナーを含む書籍の閲覧、本・CD・DVD等の貸出しを行っています。

イベント情報: <https://www.facebook.com/JapanEmb.Poland>

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584- 73 00 , Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(news@mail@wr.mofa.go.jp)